

## 火災防護対策のうち電線管内ケーブルの系統分離に関する対応状況について

第84回原子力規制委員会にて了承された火災防護対象ケーブルの系統分離の対応方針に係る、川内1，2号機及び玄海3，4号機の対応状況を以下に示す。

### (1) 設工認及び保安規定変更申請

設工認及び保安規定変更申請に向けた社内規定に基づく準備を実施中であり、2023年4月下旬に申請を予定している。

### (2) 是正処置の対応方針

施工に伴う足場の要否や耐火隔壁の施工性、プラント運転状態を踏まえた施工時期を検討しており、完了時期は設工認申請書に記載する。

火災によるリスクを極力低減するため、是正処置の各項目の完了時期は以下を目指す。なお、現場の干渉物等の状況から、完了時期が遅延する可能性がある。

- ① 防護が必要な火災防護対象ケーブルを収納する電線管から水平距離6mの範囲における持込み可燃物の保管を原則禁止とするルールを定め、現場の整備を行っている状況であり、2023年4月中旬を目途に完了する見込みである。なお、規定文書への反映は、保安規定認可後に実施する予定である。
- ② 油内包機器、電源盤等の固定火災源からの影響範囲（水平6m）の電線管への火災影響防止策は、2024年6月を目途に完了を目指す。
- ③ 火災防護審査基準2.3.1(2)のいずれかの系統分離対策は、次々回定期事業者検査までの完了を目指す。

川内1号：第29回定期事業者検査

川内2号：第27回定期事業者検査

玄海3号：第18回定期事業者検査

玄海4号：第17回定期事業者検査

以上